

支所設置規則

(支所の設置及び目的)

第1条 公益社団法人和歌山県公共嘱託登記土地家屋調査士協会（以下「本協会」という。）の定款第45条の規定に基づき、本協会と社員との連絡を密にし同第4条に規定する事業の円滑かつ適正な実施に資するため、別表のとおり支所を設置する。

(支所の区域)

第2条 支所の区域は、別表区域欄に定めるとおりとし、当該区域内に事務所を有する社員は、当該支所に所属する。

(支所の業務)

第3条 支所は、次の業務を行う。

- (1) 委員及び支所役員（支所長及び副支所長をいう。以下同じ。）の候補者の推薦
- (2) 理事会の決議に基づき委託された事項

(支所役員)

第4条 支所に支所長1名を置く。

- 2 支所に別表副支所長の定数欄に掲げる員数以内の副支所長を置くことができる。
- 3 支所役員は、理事会の決議を経て、理事長が委嘱する。
- 4 支所役員の任期は、2年とする。
- 5 支所役員は、任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
- 6 支所長は、支所の業務を統括し、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 本協会と支所所属社員との連絡調整
 - (2) 本協会が受託した業務の処理を担当させる社員（候補者）の推薦
 - (3) 理事長が委嘱する案件の調査及び報告
- 7 副支所長は、支所長を補佐し、支所長が欠けたとき、又は、事故あるときは、その職務を代行する。
- 8 支所役員は、前2項に規定する職務のみを行い、本協会の業務を執行する権限を有しない。

(委任)

第5条 この規則の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(改廃)

第6条 この規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

- 1 この規則は、社員総会において、支所に関する定款変更案が承認されたときから施行する。
- 2 現行支所設置規則（昭和61年1月17日制定）は、廃止する。

附 則

この規則の変更は、理事会決議のあった日（平成27年6月25日）から施行する。

附 則

この規則の変更は、理事会決議のあった日（令和元年6月13日）から施行する。

別表

支 所	区 域	副支所長の定数
和歌山支所	本局の不動産登記管轄区域	3名
有田支所	湯浅出張所の不動産登記管轄区域	1名
岩出支所	岩出出張所の不動産登記管轄区域	1名
橋本支所	橋本支局の不動産登記管轄区域	1名
御坊支所	御坊支局の不動産登記管轄区域	1名
田辺支所	田辺支局の不動産登記管轄区域	2名
新宮支所	新宮支局の不動産登記管轄区域	1名

※和歌山地方法務局管内